

原子力災害被災地域における個人事業税の課税時期について

- 県では、国税における申告・納付期限の延長措置が終了したことに伴い、原子力災害被災地域に住所のある個人の事業者の方への個人事業税の課税を次のとおり予定しています。

<原子力災害被災地域>

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の12市町村をいいます。

(田村市、川俣町についても、その全域となります。)

1 納税通知書

平成26年12月にお送りする予定です。

※ 複数年分を今回申告された方は、申告年数分の納税通知書をお送りします。

2 納期限(2回)

第1期分 平成27年1月5日

第2期分 平成27年3月31日

※ 税額が1万円以下の場合は、平成27年1月5日の1回となります。

- 事業用資産や住宅・家財に損害を受けられた方の減免制度や課税免除制度、納税等のご相談は、最寄りの地方振興局へお問い合わせください。

《問い合わせ先》

相双地方振興局	課税第一チーム	0244-26-1126
県北地方振興局	事業税チーム	024-523-4698
県中地方振興局	事業税チーム	024-935-1251
県南地方振興局	課税第一チーム	0248-23-1517
会津地方振興局	事業税チーム	0242-29-5251
南会津地方振興局	課税チーム	0241-62-5213
いわき地方振興局	事業税チーム	0246-24-6032
税務課		024-521-7068